

津市お城東駐車場運営管理業務 公募型プロポーザル仕様書

1 目的

お城東駐車場の円滑かつ適正な利用を図るため、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用した駐車場運営を行うことにより、駐車場維持管理の効率化を図るとともに、年間を通して休業日を設けない運営を行い、駐車場の利用促進と利便性向上を目的とする。

2 委託概要

(1) 業務名称

津市お城東駐車場運営管理業務

(2) 業務概要

駐車場設備機器等の設置及び保守・点検・メンテナンス等を行うとともに、故障等トラブル時においては必要な修理、機器等の部品又は本体等の取替えを行うものとする。

また、年中無休 24 時間体制による運営管理体制を確保し、駐車場利用者等の安全確保及び駐車場の効率的かつ効果的な運営管理を行うものとする。

3 対象施設

(1) 所在地及び概要

駐車場名称	所在地	駐車可能台数	備考（駐車可能車両）
お城東駐車場	津市丸之内 427 番	179 台（うち車いす用 スペース 2 台）	長さ 5m 以内、幅 1.8m 以内、 高さ 2.3m 以内

※配置図及び平面図は別紙のとおり。

(2) 料金区分

駐車料金については、津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 218 号）に基づく料金とする。

名称	区分		金額
お城東駐車場	午前 0 時から 翌日の午前 0 時まで	30 分まで	100 円
		30 分を超え 24 時 間まで	100 円に 30 分を超えた部分について 30 分までごとに 50 円を加算した額（その 額が 1,200 円を超えるときは、1,200 円）
		24 時間を超える 利用	1,200 円に 24 時間ごとに 1,200 円又は 上記区分により算出した額のいずれか 低い額を加算した額
	定期駐車	1 箇月当たり	12,600 円

(3) 駐車場利用時間

駐車場を利用できる時間は年中無休とし、休業日は設けないものとする。

なお、市長が特別の事由があると認める場合は臨時に利用時間等を変更することがあ

る。

4 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 支払条件

業務の履行確認後、請求書に基づき毎月支払うものとする。ただし、必要に応じて双方で協議の上、隔月、半年、年次等の支払間隔を別途定めることができる。

6 業務内容

(1) 駐車場設備機器の設置及び附帯工事

ア 発券機、出口精算機等の既存設備機器は市で令和9年3月31日までに撤去する。
令和9年4月1日以後、駐車場の運営管理に必要な設備機器の設置が可能となるが、少なくとも同月の7日までに完了すること。

また、再利用したい既存設備機器がある場合は、提案者の提案により市との協議を行い、再利用できることとする。この場合、再利用する既存設備機器の維持管理は提案者の責任とする。

イ 設備機器等が機能するために必要な関連工事一式（電力・通信線等の配線、配管工事、基礎工事等）は提案者負担とする。

ウ 管理方式はカメラ式（チケットレス方式）とする。

※詳細は、「8 駐車場の運営管理に必要な機器等の設置」を確認すること。

(2) トラブル等に関する対応業務

ア 24時間体制でオペレーションサービスを行い、機器トラブル、事故（場内の物損を含む。）、苦情等への対応を行うこと。

イ トラブル発生時には、駐車場内の安全確保、利用者への案内、設備の応急処置等の現地対応を速やかに実施できる体制を構築すること。そのため、統括責任者を設置し、連絡・報告・指示の体系を明確に定めること。

また、緊急時における連絡経路及び対応手順を事前に整備し、本市含め関係者間で共有しておくこと。

ウ 業務に直接従事する全ての者は、十分な知識を有し、必要な訓練を受けた者とし、適切な技能と理解を備えていること。

エ 駐車場利用者又は近隣住民からの苦情や設備機器等故障、事故等の対応を行った場合は、市に適宜報告を行うこと。

(3) 回数駐車券の販売

提案者において回数券の販売を行うこと。なお、券種、販売枚数及び金額は以下のとおり。

50円券 22枚綴り 1,000円

100円券 22枚綴り 2,000円

200 円券 22 枚綴り 4,000 円

(4) 定期駐車に係るオンライン登録・納付システム

ア 提案者は、定期駐車の利用者がインターネット上で定期駐車車両の登録及び定期駐車料金の納付を行うことができるシステムを構築すること。

イ 利用者がスマートフォン又はパソコン等から登録・変更・削除等の手続を行える機能を備えるものとし、登録された車両情報及び納付状況の月報を本市が閲覧できる体制を整えること。

ウ 登録情報の管理に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、適切なアクセス制御及び情報セキュリティ対策を講じること。

(5) 駐車場機器の保守・メンテナンス管理

ア 円滑な稼働を図るため定期的な保守・メンテナンスを実施すること。

※ メンテナンスの頻度に関しては、機器トラブルが生じないように提案者が基準を設け、実施すること。

イ 領収書等の消耗品補充は提案者が行うこと。

ウ 故障又は不具合が発生した場合は、市の責めに帰さないときは、提案者負担により修繕又は交換すること。

(6) 駐車料金の徴収及び市への報告

ア 駐車料金の売上金を週に 1 回程度回収し、金庫等で保管すること。

イ 回収した駐車料金は、月ごとにまとめ、翌月中に本市が指定する金融機関へ指定の納付書を添えて納付すること。

ウ キャッシュレス決済に係る手数料は市の負担とし、売上金との相殺は行わず、別途請求とする。

エ 毎月の駐車料金及び利用台数等の実績報告を翌月 7 営業日までに行うこと。

オ インボイス制度に対応した領収書を発行すること。

※ 発行者・インボイス番号は津市とすること。

(7) 駐車場内の維持管理等

ア 駐車場内の草類について、適切に除草を行うこと。概ね年 3 回程度は草刈りを実施し、発生した草等の処理についても提案者の責任で行うこと。

なお、日々現地の状況を確認し、必要に応じて随時除草を行うこと。

イ 草刈り機等を使用する場合は、安全管理を徹底し、一般通行人や車両等への石等の飛散、又は作業員との接触が生じないように十分に配慮して作業を行うこと。

ウ 作業に伴う塵芥や草木の飛散に注意し、場内の美観及び安全性の確保に努めること。

エ 作業に起因して第 3 者に損害が発生した場合は、提案者の責任においてその損害を賠償し、必要な対応を行うこと。

また、事故発生時には速やかに関係機関へ報告し、再発防止策を講じること。

オ 場内及び周辺排水路の粗ごみ清掃について、必要に応じて適切に実施すること。

カ 保守作業中に交換を行った部品については、全て提案者の負担とすること。

(8) その他

- ア 委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務については、本市が認めた範囲において再委託を行うことを認める。
- イ 再委託先を含め、情報漏えい防止のための必要な措置を確実に講じること。
- ウ 駐車場管理における市への助言を行うこと。
- エ インターネット上で、市が売上・利用台数を確認できるシステムを構築すること。
- オ 駐車場の空き状況等の情報をインターネット上で配信すること。
- カ 必要に応じて、駐車場内の整理整頓、環境保全、雪氷対策を行うこと。
- キ 光熱水費は市負担とする。
- ク 津まつりその他のイベント等により満車が見込まれ、本契約に定める業務では対応が困難な場合には、別途協議のうえ対応方法を定めるものとする。

7 機器の所有・撤去に関する事項

本業務において設置する附帯設備を含む機器は、市が所有又は設置するものではなく、提案者が自らの責任及び負担により持ち込み、設置するものとする。

契約期間の満了又は解除に伴い本業務が終了するときは、提案者は自ら設置した機器等を提案者の負担により撤去し、原状に回復しなければならない。ただし、契約更新により同一の提案者が引き続き当該業務を履行する場合又は市が原状回復を要しないと認めた場合は、この限りではない。

8 駐車場の運営管理に必要な機器等の設置

提案者の費用負担において、供用開始後、速やかに運営管理に必要な附帯設備を含む機器を設置し、業務に支障のないようにしなければならない。

なお、最低限設置する機器及び設置条件は以下のとおりとする。

(1) 車両番号認識システム（ナンバープレート認識）

- ア 車番認識カメラを搭載し、入出庫管理が行えること。
- イ 入場時に撮像したナンバープレートの車両番号が、出庫時に精算済みか判別できること。
- ウ 定期駐車車両として車番登録している番号を認識した際は、登録情報と照合後、無人でゲートの開閉を行うこと。
- エ 不正利用防止に配慮した入出庫管理ができること。
- オ 緊急を要する公務を執行するための車両の入出庫操作及び、本市が認める車両の入出庫に係る減免処理が可能であること。
- カ ナンバープレートの車両番号を読み込めなかった場合の対応は、提案者の提案とする。
- キ 認識した車両番号等情報については1か月分以上保存し、必要に応じて閲覧できること。
- ク カメラで撮影した画像については3日以上保存し、必要に応じて閲覧できること。
- ケ 精算が完了していない車両については出庫不可とし、利用者に対し精算を行う旨を

音声案内等により周知できること。

コ その他有益な提案があれば、その提案も可とする。

(2) 出口精算機

ア ゲートバーを設置し、精算済みの車両のみが出庫できるよう車両番号認識システムと連動して精算情報を確認のうえゲートバーを自動開放する仕組みとし、未精算車両についてはゲートバーが開放されないよう制御すること。

イ 未精算車両については、当該出口精算機において直ちに精算が行えること。

ウ キャッシュレス対応が可能であること（クレジットカード決済、交通系ＩＣ等）。

※ キャッシュレス決済手数料の利率については提案者の提案によるものとする。

エ 10 円、50 円、100 円、500 円、1,000 円札が使用できること。

オ 回数駐車券 50 円券、100 円券、200 円券により精算ができること。

カ 領収書の発行が可能であること（インボイス対応）。

キ 利用者がコールセンターへ直接問い合わせできる仕組みを設けること。

ク 精算機で使用するつり銭は、提案者の責任及び負担において準備し、補給・管理を行うこと。

ケ トラブル等の際は、直接対話を行い遠隔操作でのゲート開閉等ができること。

コ その他料金支払い時に想定されるトラブルに備えた運用をすること。

サ その他有益な提案があれば、その提案も可とする。

(3) 事前精算機

ア 8(2)出口精算機のウ〜クと同様の機能を有すること。

イ その他料金支払い時に想定されるトラブルに備えた運用をすること。

ウ 精算機で使用するつり銭は、提案者の責任及び負担において準備し、補給・管理を行うこと。

エ その他有益な提案があれば、その提案も可とする。

(4) 入口表示灯

入口表示灯は、「満」「空」表示ができるＬＥＤユニット表示板にて効果的に知らせる機能を有すること。なお、設置する入口表示灯のデザイン、サイズ及び設置位置については、提案者による提案を基本とし、本市との協議の上決定する。

(5) 出庫警報灯

出庫警報灯は、駐車場出口付近に設置し、路外の走行車両・歩行者に対し、回転灯、音等で出庫車両接近を知らせるものであること。

(6) 駐車場内案内板（料金看板、利用案内看板等）

設置する看板のデザイン、サイズ及び設置位置については、提案者による提案を基本とし、本市との協議の上決定する。ただし、下記事項については、必ず明記すること。

【明記事項】

駐車場の名称、利用料金、営業時間、精算方法、使用可能金種、領収書発行、非常時・トラブル発生時の連絡先及び連絡方法等。

(7) その他

- ア 設置する機器等は雨対策を施すこと。
- イ 設置する機器等の盗難防止に努めること。
- ウ 駐車場設置機器等の円滑な運用と稼働を確保するために、提案者の負担において、必要な手続及び適正な工事を行うものとする。

9 受託者の責務

(1) 関係法令の順守

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令に準拠して行うこと。

- ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- イ 各種津市条例及び規則等
- ウ その他関係法令及びガイドライン

※前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(2) 守秘義務及び個人情報の保護

受託者及び業務従事者は、業務で知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。効力は契約の解除及び期間満了後においても同様とする。また、市の許可なく本業務で使用しているデータ等を持ち出してはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者及び業務従事者は、市の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(4) 業務の引継

受託者は、本契約の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ又は引渡しに十分配慮し、市の業務に支障を来すことがないようにすること。

(5) 環境整備

- ア 受託者は、受託エリア及び設備機器等に係る環境を常に清潔及び良好に保つこと。
- イ 受託者は、業務遂行者の健康管理及び服務規律の維持等に責任を負うこと。

10 その他

当仕様は、現時点において示す標準的な仕様であり、これを基準として検討するものとする。

なお、提案者は本仕様を踏まえ、より効果的又は合理的な方法を提案することができる。